

子どもの貧困対策 レポート その②

事実と異なる社会的風評による 「生活保護バッシング」とは

2016年 4月6日 甲府市議会 山田 厚

目 次

生活保護への間違った社会的風評がつくられています	2
高齢者・障害者・り病者などで「働けない状況」があります	3
年金・給与が少なくて生活保護から差額が受給されています	7
本来、生保が受給されるべき人が放置されたままです	8
自治体財政は生活保護では財政難などにはなりません	12
生活保護基準の切下げは、様々な負担増に連動し波及します	13
では、どうして生活保護がふえるのでしょうか？	17

このレポートその②は、直接子どもの問題を扱っていませんが、甲府市にも生活保護家庭の子どもさんもかなりいます。そのためにもこのレポートを作成しています。

子どもの貧困対策 レポート企画 このテーマでのご意見や状況をお寄せ下さい

その① 「子どもの貧困の現状と安倍政権の「子育て支援」のギマン性 発行済

その③ 「強まる貧困が、いのちと健康を削り取っている」 発行済

その④ 「自治体だからやるべき子どもの貧困対策とは」 6月末発行予定

山田厚事務所 甲府市北口 3-7-13

電話 055-253-6790 FAX 055-254-4403

Eメール yamada@peace.email.ne.jp

生活保護への間違った社会的風評がつくられています

●数年ほど前から**生活保護へのバッシング**は、すごいものがありました。マスメディアは、一方的でかなり悪質でした。全体からみるとごく少数の「不正受給」や「パチンコをしたり、豪遊している」などを取り上げ、国民の意識に生活保護受給者へのいわれなき偏見を生み出し、バッシングの気分を煽ってきました。

●3年前（2013年）、タクシーに乗ったら**運転手さんから**こういわれました「生活保護は切り下げられて当然ですよ」「私らだって年金だけでは食べていけないのに」「毎日働いて月15万円以下という人がいっぱいいるのに、働きもしないで、なんですか！」「それで生活保護で自治体が財政難なんてとんでもないですよ」。私としても、しっかり誤解を訂正したかったのですがその前にタクシーが目的地についてしまい、なんとも悲しい気持ちが続きました。

つい最近でも、私を応援してくれている**リベラルな人から**も「一生懸命働いてワーキングプアでは、生活保護の方がずっと良いという社会になってしまふ」「医療費も全くかからないから本当にいいよ」といわれ、驚きました。生活保護への間違った偏見はこんなまじめな人にまでできているのかという驚きです

●私は、生活保護に対してのマスメディアの報道は実におかしいと思っています。「どうして生活保護を利用している人々の苦しみがわからないのか」と感じています。

不正受給もいわれていますが、そのほとんどが違います。不正受給にも2通りあって、悪質なものと非悪質なものがあります。その多くは悪意のない申告漏れや手続きの遅れです。

2015年9月まで、生活保護世帯の高校生が教育に必要な費用をバイト代で補うことも「不正受給」として返還（受給額の減額）が求められていました。そもそも生活保護費が足りないから高校生のバイトになるのであって、これも「不正受給」ではたまりません。現在ではこのバイトはOKですが、おかしな話です。

つまり本当に意図的な違法性をもつ悪質なケースはほとんどないのです。それは、216万人という多くの受給者の中には、悪質な人もいるかもしれません・・・だからといって、生活保護バッシングの気分を煽ってはいけないはずです。

校長先生にもおかしな人はいます。消防職員にも変な人はいます。・・・だからといって、小学校が、消防署が、校長先生が、消防職員がおかしいとは言いません。制度がおかしいとも言いません。

●ほとんどの人の生活保護に対する「認識」が間違っていますが、それは事実が正確に伝わっていないからこそ、こうなるのです。

そこで不十分であってもこのレポートを作成することにしました。

満額で生活保護受給者はいくらもらっているのか？

生活保護受給者が受け取っている扶助費はいくらなのか？よく流れている風評では「1人世帯で14万円～15万円」程度です。

●実際は、医療扶助を除くと基準額をえてもこの金額ではありません。甲府市の生活保護受給者の基準額をみると最も多い単身の高齢者の場合は住宅扶助費を除くと生活扶助費は7万100円です。母子家庭2人世帯の場合は住宅扶助を除くと満額で14万5030円です。

●しかも、見てください、この3年間で減額されているのです。4人世帯の場合は1万7,150円減額、高齢の単身者は1万10円の減額。子育て支援が必要なのに母子家庭では9,250円の減額です。

満額でもこの金額です

()はその内の住宅扶助費

	H25年7月	H25年8月	H26年4月	H27年4月	H28年4月
夫33歳・妻29歳・子9歳と7歳	261,100円	248,380円	247,720円	241,590円 (36,900)	243,950円 (38,000)
単身者71歳	100,110円	98,980円	99,790円	98,500円 (28,400)	99,100円 (29,000)
母30歳・子10歳	189,280円	185,380円	185,330円	181,300円 (36,900)	180,030円 (35,000)

この間の減額です

	—	H25年8月 -H25年7月	H26年4月 -H25年8月	H27年4月 -H26年4月	H28年4月 -H27年4月
夫33歳・妻29歳・子9歳と7歳	—	-12,720円 -4.87%	-660円 -0.27%	-6,130円 -2.47%	+2,360円 +0.98%
単身者71歳	—	-1,130円 -1.13%	+810円 0.82%	-1,290円 -1.29%	+600円 +0.61%
母30歳・子10歳	—	-3,900円 -2.06%	-50円 -0.03%	-4,030円 -2.17%	-1,270円 -0.70%

2015年度に増額となっているのは世帯人数で増減があった住宅扶助費の関係です。

甲府市生活福祉課資料

●この基準額をみて「それでもいいじゃないか！働かないで、これだけもらっているのだから」と思う人もいると思います。でも、「働きたくても、働けない」という状況の人がほとんどなのです。

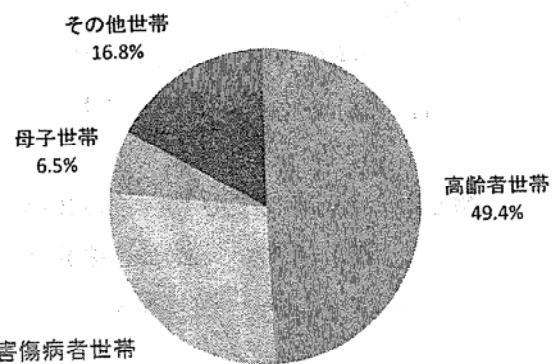
高齢者・障害者・り病患者などで「働けない状況」があります

●よく「生活保護で働きもしないでなんだ」との風評がありますが、これも違います。「働きたくても働けない」状況の人が受給者のほとんどなのです。

その受給者の状況をみると、65歳以上の「高齢者」、3級以上の「障害者」、入院中の「傷病者」世帯が、全国では**76.7%**、甲府市ではこれらの方々は**77.9%**にもなるからです

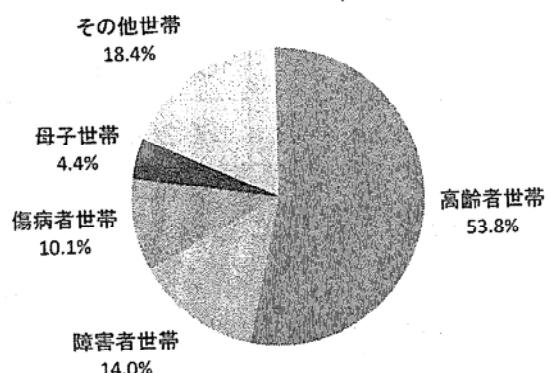
全国の世帯類型別保護の状況(2015年10月)

高齢者世帯	49.4%
障害傷病者世帯	27.3%
母子世帯	6.5%
その他世帯	16.8%
計	100%



甲府市の世帯類型別保護の状況(2015年12月)

高齢者世帯	53.8%
障害者世帯	14.0%
傷病者世帯	10.1%
母子世帯	4.4%
その他世帯	18.4%
計	100.0%



甲府市世帯類型別保護状況の推移 (各年度3月実績)【世帯数】

	09年度	11年度	12年度	13年1月	15年12月
高齢者世帯	827	902	967	996	1,196
母子世帯	57	61	71	92	82
障害者世帯	221	257	288	297	312
傷病者世帯	240	260	274	283	224
その他世帯	184	292	373	413	409
計	1,529	1,772	1,973	2,081	2,223

	09年度	11年度	12年度	13年1月	15年12月
高齢者世帯	54.1%	50.9%	49.0%	47.9%	53.8%
母子世帯	3.7%	3.4%	3.6%	4.4%	3.7%
障害者世帯	14.5%	14.5%	14.6%	14.3%	14.0%
傷病者世帯	15.7%	14.7%	13.9%	13.6%	10.1%
その他世帯	12.0%	16.5%	18.9%	19.8%	18.4%
計	100%	100%	100%	100%	100%

世帯類型別にみた被保護世帯と一般世帯の推移

	総 数	高齢者	母 子	その他		
				総 数	傷病・ 障害者	その他
被 保 護 世 帯 構 成 割 合 (%)						
昭和50年('75)	100.0	34.3	9.5	56.3	46.1	10.2
60 ('85)	100.0	32.5	14.4	53.1	43.6	9.5
平成7 ('95)	100.0	43.7	8.6	47.8	42.3	5.5
17 ('05)	100.0	43.5	8.7	47.8	37.5	10.3
24 ('12)	100.0	43.7	7.4	49.0	30.6	18.4
25 ('13)	100.0	45.4	7.0	47.5	29.3	18.2
一 般 世 帯 構 成 割 合 (%)						
昭和50年('75)	100.0	4.9	1.1	93.9
60 ('85)	100.0	8.4	1.4	90.3
平成7 ('95)	100.0	13.8	1.2	85.0
17 ('05)	100.0	17.7	1.5	80.8
24 ('12)	100.0	21.3	1.5	77.1
25 ('13)	100.0	23.2	1.6	75.0
世 帯 保 護 率 (%)						
昭和50年('75)	2.07	14.41	17.35	1.24
60 ('85)	2.04	7.95	21.68	1.20
平成7 ('95)	1.42	4.51	10.37	0.80
17 ('05)	2.21	5.41	13.10	1.31
24 ('12)	3.22	6.62	16.23	2.05
25 ('13)	3.16	6.20	13.58	2.00

年齢階級別被保護人員構成割合、保護率の推移

	総 数	0~14歳	15 ~ 59	60歳以上	被 保 護 人 員 構 成 割 合 (%)
					保 護 率 (%)
昭和50年 ('75)	100.0	23.5	46.2	30.3	
60 ('85)	100.0	22.7	49.2	28.2	
平成7 ('95)	100.0	13.0	43.0	44.0	
17 ('05)	100.0	12.6	37.6	49.8	
22 ('10)	100.0	11.1	38.0	51.0	
24 ('12)	100.0	10.4	37.5	52.1	

資料 厚生労働省「被保護者全国一斉調査」、平成24年度は同「被保護者調査」(個別調査)、総務省「年齢別推計人口」

●働くと思われる受給者では、甲府市の「母子世帯」は3.4%、「その他世帯」は18.4%です。特に「その他世帯」が「本来、働くのに働いていない」よく槍玉に上がります。

その「その他世帯」でも、甲府市(2015年度)でみると60歳以上の高齢者は38.4%、50歳以上の中高年齢者は68.4%にもなっています。

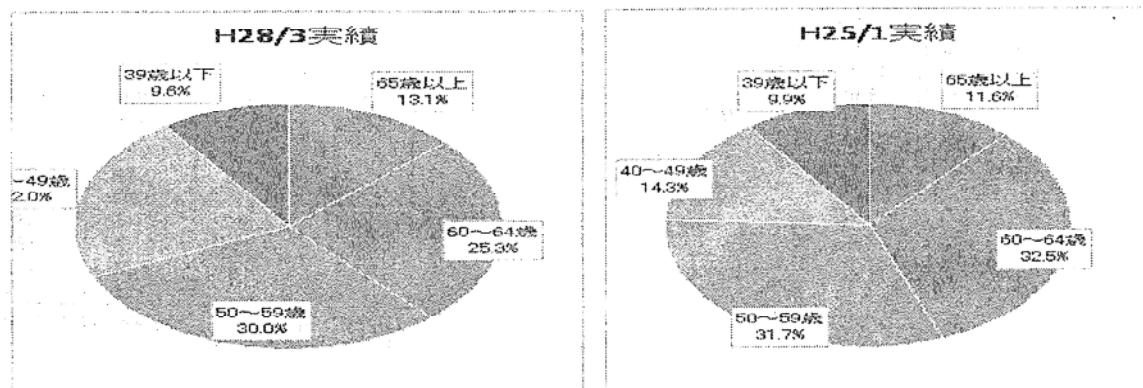
「母子世帯」とこの「その他世帯」の中にも4級以下の障害者の方もいますし、り病者も少なくありません。

※おかしなことですが、統計上世帯主が65歳以上であっても、世帯に65歳にならない人がいる場合には、「その他世帯」とされます。例えば、67歳の世帯主に63歳の配偶者がいる場合にも「その他世帯」とされ「高齢者世帯」には入らないのです。したがって65歳以上の高齢者はさらに多いことになります。

やり玉にあがっている「その他世帯」でも高齢者や障害者が多い状況

甲府市「その他世帯」の世帯主年齢層

世帯主の年齢区分	2016/3 実績		2013/1 実績	
	年齢	件数	年齢	件数
65歳以上	52	13.1%	48	11.6%
60～64歳	100	25.3%	134	32.5%
50～59歳	119	30.0%	131	31.7%
40～49歳	87	22.0%	59	14.3%
39歳以下	38	9.6%	41	9.9%
計	396	100.0%	413	100.0%



● 「その他世帯」でも「働きたくてもけない」状況があります。今の雇用状況ですから、この年齢や病気や障害の状況で仕事先を見つけるのは容易ではないのです。ピカピカの大卒者でも就職難なのですから。厚労省発表2013年2月1日時点の大卒者就職内定率は、81.7%。内定を得ていない大学生は約8万人を上回ることです。2015年1月では80.4%、8万5,000人もいます。

20歳代の「就職活動失敗」による自殺者が、明らかになっただけでも2012年で149人もいることを忘れてはいけません。

「就職失敗」が原因・動機となっていた
20代の自殺者数

	20代		
	総数	男性	女性
平成19年	60	51	9
平成20年	86	69	17
平成21年	122	98	24
平成22年	153	138	15
平成23年	141	119	22
平成24年	149	130	19

「就職失敗」が原因・動機となっていた
「学生・生徒等」の自殺者数

	総数	男性	女性
平成19年	16	16	0
平成20年	27	21	6
平成21年	33	26	7
平成22年	53	46	7
平成23年	52	43	9
平成24年	54	50	4

出典:「自殺の概要資料」(警察庁／内閣府)

年金・給与が少なくて生活保護から差額が受給されています

受給者世帯でも所得のある世帯数もかなりあります

●受給者のうちで働いていて給与を得ている人や年金を得ている人も少なくないのです。しかし、問題はその所得額が低過ぎるのです。

生活保護基準とは、社会の最低基準です。財産・資産が何もない人で、働いていても、年金をもらっていても、最低生活費である生活保護基準よりすくない人は、その差額が受給されていいのです。

生活保護基準額 — 年金所得 = 差額の生活保護費の支給

生活保護基準額 — 給与所得 = 差額の生活保護費の支給

本来、先ほどのタクシーの運転手さんも、賃金が低ければ、その差額分が受給されていいのです。先に紹介した生活保護基準額が「それでも働いている私たちより多いよ」と思われる方もいるかと思います。その実態が今の社会にあること自体が大きな問題なのです。

●甲府市では801世帯の年金世帯が、年金額が少ないために生活保護から満額ではないその差額を支給されています。

また働いていて給与所得があっても生活保護基準額より賃金が少ないために、満額ではなくその差額を受給されて生活している給与世帯が、172世帯も甲府市にあります。これらの世帯が全体の生活保護世帯の44%ほどを占めているのです

	2014年9月		2015年9月	
給与所得あり	187世帯	8.65%	172世帯	7.76%
年金あり	786世帯	36.34%	801世帯	36.15%
合計	973世帯	44.99%	973世帯	43.91%

こここのところがかなり社会の認識が間違っています。したがって本来その差額が受給されるべき世帯が捕捉（とらえられていない）されていないことが問題なのです。

就職支援で就労して低賃金のために自立てきない

生活保護受給者が「新たに働きはじめても」その賃金が低すぎるので、その差額を受給されるしかない状態があります。

生活保護受給者を就労させ生保から自立させるという「就労支援」が盛んにいわれ2013年度からその事業が強められましたが。その効果は上がっていません。まともな雇用先がなく、しかも低賃金だからです。

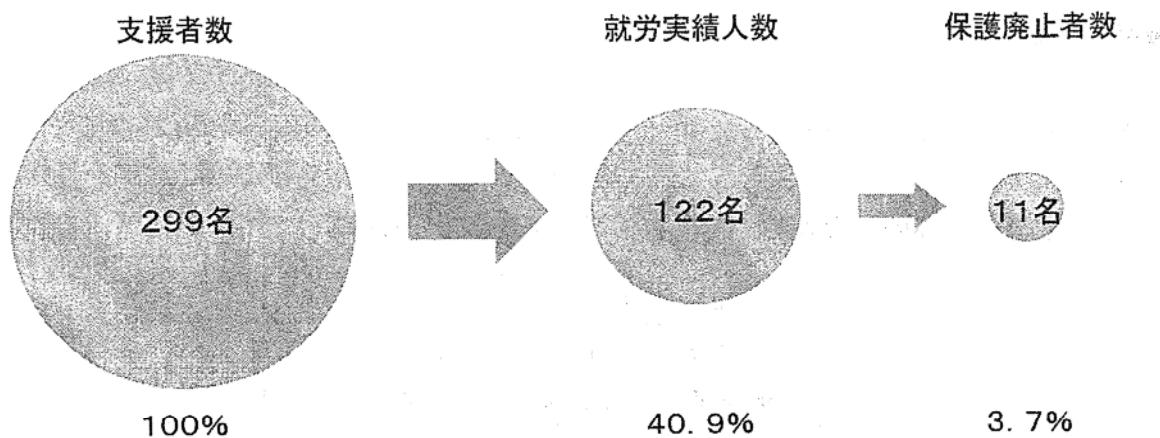
※ なお生活保護受給者の就労には、最低賃金や労働法を軽視するような問題があります。このことについては、次の機会に報告します。

ハローワーク連携などの生活保護受給者等就労支援事業をみても

年度	支援者数	就労実績人数	保護廃止自立
2008年度	18名	4名	1名
2009年度	20名	3名	1名
2010年度	21名	8名	1名
2011年度	31名	16名	1名
2012年度	31名	13名	1名
2013年度	82名	39名	2名
2014年度	96名	39名	4名

就労が実現しても低賃金のため生活ができない

生活保護受給者等の就労支援事業の状況



2008年度～2015年度までの集計による甲府市生活福祉課資料より作成

本来、生保が受給されるべき人が放置されたままです

●そうなると本来、生活保護の対象となる方々がたくさんいるのに援助されていないで捕捉されていない現状があるのです。

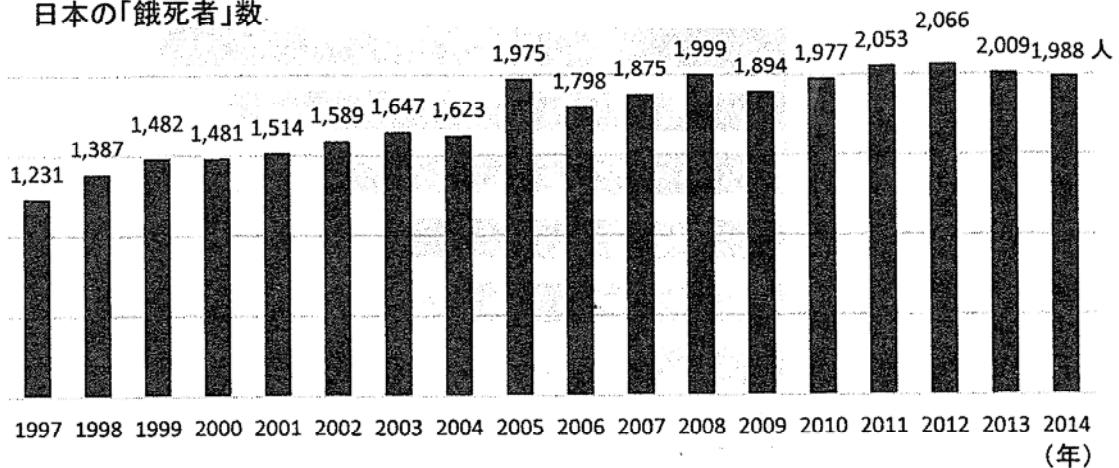
行政は保険料や税金の負担は自動的に、いわば「強制的」に取り立てますが、行政からのサービスや援助は個々人が「申請」しないと放置されたままです。その典型的な事

態が生活保護なのです。

●日本社会では、孤独死や餓死も続いている。それをどうするのか？ その報道もこのところ一時より見えなくなっています。しかしその厳しい事態はさらに続いている。 **餓死者**は診断書の死因によると毎年全国で40～50人と言われ、実際は栄養不良死なども含めると毎年は2000人程もいるのです。

つまり、生活保護制度が本来、救わなければならぬ人を捕捉していない事態があるのです。

日本の「餓死者」数



出所：厚生労働省「人口動態統計」より 栄養失調(症)・その他の栄養欠乏症・食糧の不足の合計

● なお、**国の生活保護の負担額**も先進国の中では、日本はかなり低いとされています。

人口に対する生活保護者の割合をみると、

イギリス 9.3%

フランス 5.7%

ドイツ 9.7%

日本 1.6%

(生活保護問題対策全国会議の資料『東京新聞』2011年11月24日) であり国の支出額も大きくないとされています。

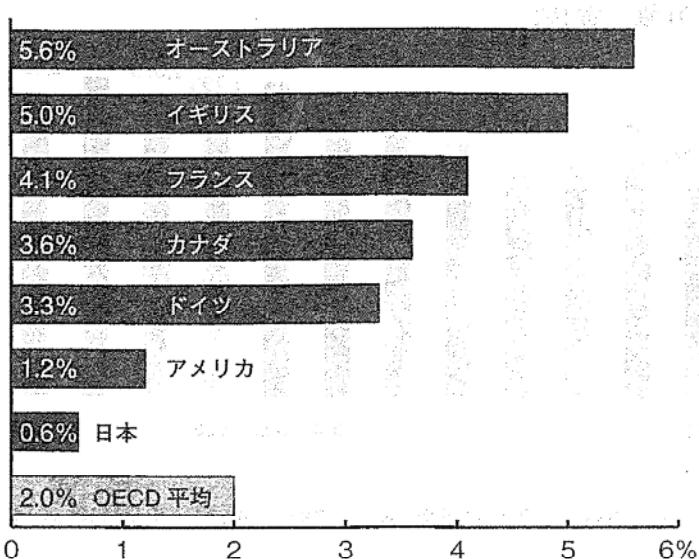
利用率・捕捉率の比較 2010年

	人口	生活保護利用者	利用率	捕捉率
日本	1億2700万人	199万9000人	1.6%	15.3～18%
ドイツ	8177万人	793万5000人	9.7%	64.6%
フランス	6503万人	372万人	5.7%	91.6%
イギリス	6200万人	574万5000人	9.3%	47～90%
スウェーデン	942万人	42万2000人	4.5%	82%

『生活保護「改革」ここが焦点だ！』あけび書房 生活保護問題対策全国会議編より

●日本の生活保護費（社会扶助費）のGDPにおける割合は0.6%。OECD加盟国平均の1／4にすぎません。諸外国に比べて極端に低いのです。この状態で国の財政難をまねくとするのなら、それは、国が「国民の生存権を守りたくない」という政策方向性の問題です。

各国の社会扶助費（生活保護）の対GDPに占める割合比較



（日弁連パンフ OECDデータベース 2007より）

経験あるケースワーカーさんの手を厚くして丁寧に対応を

●甲府市も経験あるケースワーカーさんなどの育成と人手を厚くしていかなければなりません。いわゆる「不正受給」も丁寧な対応の中でかなり防止できるはずです。このことを絶えず要請していかねばなりません。社会福祉主事の資格を持つケースワーカーは市町村の標準数は社会福祉法16条で定められています。

被保護世帯 80世帯に対して 1人

一とされていますが、この間の生活保護世帯の増加で標準が守られない現状が多くなっています。甲府市でもこの間増員してもらい 28人のケースワーカーがいますが、年内の増加によって年度末にはかなり増えています。

$$2015 \text{年 } 4 \text{月 } 2,188 \text{世帯} \div \text{ケースワーカー } 28 \text{人} = 78.1 \text{世帯}$$

$$2016 \text{年 } 1 \text{月 } 2,223 \text{世帯} \div \text{ケースワーカー } 28 \text{人} = 79.4 \text{世帯}$$

受け持ち世帯件数の1名の平均

2013年(H25年4月) 2,129世帯／25人 = 85.2世帯

2014年(H26年4月) 2,156世帯／27人 = 79.9世帯

2015年(H27年4月) (2,188)世帯／28人 = 78.1世帯

2015年(H27年12月) (2,223)世帯／28人 = 79.4世帯

また、経験のない新人ばかりや、受給者との関係がすぐ切れてしまう職員の短期間の異動人事も弊害をもたらします。

ケースワーカー数28人 うち1年未満のケースワーカー10名

つまり甲府市のケースワーカーは、3人に1人以上が新人です。これも人事異動が3年に1回というサイクルの悪影響です。生活保護は最も困難な社会保障の最先端です。ここでの経験ある専門家を育てることは極めて大切です。もちろんケースワーカーの負担も強まっているはずです。だからこそ人手と経験を厚くしなければなりません。

●私は、生活保護の申請を求める方やおよび受給者への暖かく丁寧な対応を甲府市に求めています。また、生活保護の捕捉率です。つまり生活保護以下の家庭への支援にむけて相談・申請・受給をどう広げるかも求めています。

特に、保護窓口相談の充実から、生活保護が必要な内容なら申請へと結びつけることが大切です。私は自治体議員の役割として甲府市の申請率が「2012年度以降低下していることが気がかりです」と、生活福祉課に注意もよびかけています。

甲府市生活保護決定件数 (件)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度 4~12月
生活保護窓口相談件数	840	943	769	846	558
生活保護申請件数	420	343	259	257	208
生活保護開始件数	394	334	239	254	205

●甲府市生活保護の申請率と開始率 (2009年度～2015年度)

年度	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015 ～12月
申請率(申請件数／相談件数)	39.09%	40.51%	50.00%	35.75%	33.68%	30.38%	37.28%
開始率(開始件数／申請件数)	91.37%	95.91%	93.81%	95.45%	92.28%	98.83%	98.56%

自治体財政は生活保護では財政難などにはなりません

●ところで「生活保護のおかげで自治体が財政難になる」と言われていますが、これも違います。生活保護は憲法に規定された国の事業であり国の責務です。国が予算の100%出していいのですが、現在、**国の負担割合は75%**です。かつては80%の時もありました。国は、この間負担割合を自治体により多く押し付けようとしてきましたが自治体側の抵抗があり75%にとどまっています。

●甲府市の生活保護費は全額でも50億円程度、その内75%の36億円が国庫負担です。

それに「地方財源」として国が交付する地方交付税がありますから、甲府市の生活保護へ**交付される地方交付税額**もあります。甲府市の生活保護への地方交付税の基準財政需要額（地方交付税の合理的算定額とされるもの）は13億円程度です。ただしこれは算定額で現金がそのままはいらない地方交付税の現状になってもいます。

●しかし、甲府市の一般会計からの実際の支出額は、通常言われているほどには巨額ではありません。想定で数億円程度とみることができます。

$$\boxed{\text{生活保護費}} - \boxed{\text{国庫負担金 75\%}} - \boxed{\text{地方交付税交付額}} = \boxed{\text{本来の自治体支出}}$$

↓ ↓ ↓ ↓

	生活保護決算額	国庫負担決算額	地方交付税措置額	本来の甲府市支出額
2011年度	4,422,552	2,990,235	1,212,202	= 220,115
2012年度	4,838,299	3,392,465	1,270,403	= 175,431
2013年度	4,827,467	3,522,610	1,354,946	= △50,089
2014年度	5,031,370	3,517,878	1,329,556	= 83,936

資料 甲府市財政課・決算書より (千円)

生活保護こそ地域経済に無駄なく貢献している公的支出です

●甲府市の生活保護受給者への直接の生活扶助費の44億円(2014年)は、貯金や国内外の旅行や贅沢品に回されないで、お店屋さんなどのこの地域で全額消費されるものです。大公共事業の支出では、ほとんどゼネコンなどの県外の大企業・富裕層にもつて行かれます。しかし生活保護費こそが、もっとも効率よく地域の消費経済に還元されるのです。

●今回の生活保護基準の切り下げで、どの程度、甲府市の自治体財政の支出が抑制さ

れ「好転」するのか？ その影響額の推計を出してもらいました。基準額 10%切り下げでも、甲府市的一般会計の「好転」額は、プラス 3 9 0 0 万円程度でした。

これは、かなり小さな数字といえます。それでも地域の消費・購買力を低下させることになります。

しかし悪影響の事態はそれだけではすまないのです。

生活保護基準の切下げは、様々な負担増に連動し波及します

●生活保護切り下げは市民生活全体に悪影響をもたらします。生活保護基準とは、社会の最低基準ですから、その切り下げは、生活保護受給者に限らず様々に連動し波及することです。

法的にも最低賃金法と地方税法に連動しており生活保護基準が切り下げられると、最低賃金の引き上げ目標が下げられ、非課税限度額も下がることになります。

生活保護切下げと直接連動する最低賃金と地方税の非課税限度額

●**最低賃金制度とは**、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。これは、労働者の生活の安定と国民経済の健全な発展に寄与する目的です。

この**最低賃金法 9 条の 3**には「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」とされ、その趣旨は生活保護を上回るように 最低賃金を引き上げることとされ、徐々にではありますがこの間最低賃金は引き上げられてきました。しかし、未だに東京都をはじめいくつかの地域では生活保護基準より下回っていますので、今後とも最低賃金の引き上げが社会的な課題とされてきました。

それが、生活保護基準が切り下げられると、最低賃金の引き上げ目標が下げられることとなり、最低賃金額が低く抑えられることになります。これは、非正規労働者から正規労働者にまで波及する低賃金と労働条件後退の傾向となります。

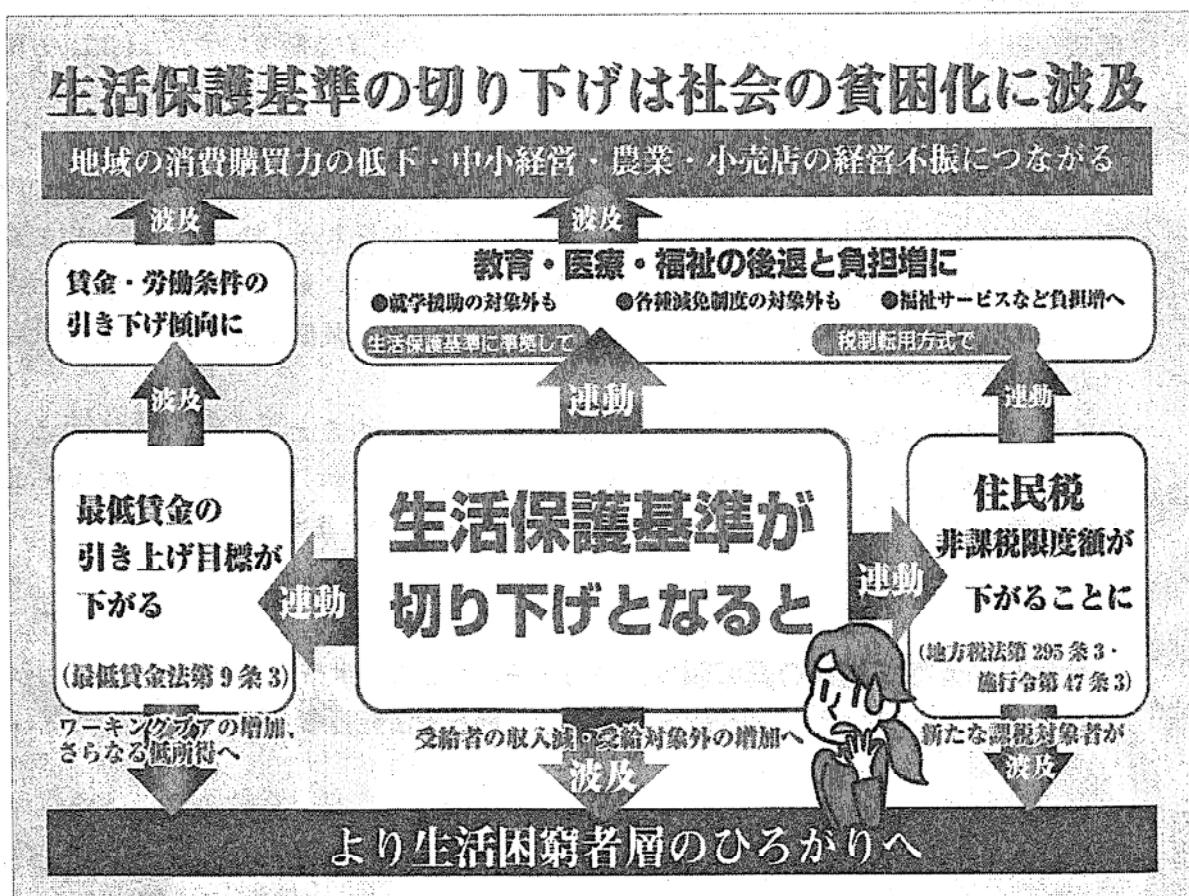
住民税の世帯非課税の基準額は、夫婦と子ども 2 人の世帯で、生保基準を下回らないように設定することが**地方税法 295 条 3、地方税法施行令 47 条の 3**に明記されています。

生活保護世帯は非課税ですから、住民税も生活保護基準額以下の世帯には非課税としています。現在この 4 人世帯の課税最低限は 256 万円です。非課税対象者は約 3 1 0 0 万人と推計されています。生活保護基準が下がれば住民税の非課税限度額も下げられ、

新たに課税され増税となる家庭も増えるのです。この家庭は新たに増税になるだけでな
さまざまな福祉サービスなどの連動していきなり負担が重くなります。

生活保護の「基準」や「税制転用方式」で様々な制度に連動・波及

- 教育・医療・福祉など社会保障に関する利用料・保険料などの負担額や減免制度やさまざまな行政サービスや公的援助を行う基準に、生活保護基準や住民税の非課税限度額が活用されます。例えば、**生活保護基準額を基準**にして、その1.3倍が就学援助適用の世帯所得額です。1.7倍～1.8倍が生活福祉資金貸付け適用の世帯所得額です。
- 住民税の非課税限度額は「**税制転用方式**」として、さまざまな事業・制度の基準額の基本とされています。さらには、「生活保護に準ずる特別の事情があるもの」「低所得者」などの概念と関連して自治体独自の減免制度やさまざまな行政サービスや公的援助がおこなわれています。
- こうなるとさまざまな教育・医療・福祉などにも連動します。国では約40種類ほどの制度や事業が該当するとしています。



(山田厚作成 2013年3月市議会本会議場で掲示)

国は自治体の判断任せにしたり、悪影響を先延ばしにしている

●そこで国は、大混乱を防止するために、2013年5月に「政府はできる限り影響が及ぼないように各自治体において判断を依頼する」との通知を出しています。また政府のホームページにも次のような指導をしています。しかしこれは国の無責任な「自治体の判断任せ」でしかありません。したがって少なくない数の自治体の判断で様々に連動させ悪影響を拡げています。

また、国は非課税限度額の「改正」については、先延ばしにしているだけです。

「生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生ずる影響について」(冒頭頁)

別添

1. 個人住民税の非課税限度額等 (医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

→ ○ 25年度は影響は無い。
○ 26年度以降の税制改正において対応。
○ 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ぼないよう対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業 (例:準要保護者に対する就学援助)

→ ○ 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

出所：2013年2月19日厚生労働省広報資料

●甲府市の単独事業でも約20以上は該当します。以下は、私が、甲府市の場合で生活保護基準と住民税非課税限度額を基準する事業・制度を調べたものです。

甲府市は今のところ連動していませんが、今後とも注視しその抑制が必要です。

生保基準切下げを甲府市で連動させないために以下を注視しています

□教育委員会

就学援助の適用基準

1.3倍基準

学事課

高校授業料の减免条件

甲府商業高等学校

商科専門学校授業料の减免

甲府商科専門学校

□税務部総務課

法人市民税を除く地方税の非課税基準	市民税課
個人市県民税の減免	市民税課
固定資産税の減免	資産税課
都市計画税の減免	資産税課
軽自動車税の減免	資産税課

□市民生活部総務課

国保保険料の軽減・減免基準	国民健康保険課
国保の一部負担金減免・徴収猶予	国民健康保険課
国民年金保険料の免除（国）	

□上下水道局

下水道受益者負担金の減免制度

□福祉部

保育料	児童保育課
保育料の減免基準	児童保育課
ひとり親世帯・在宅障害児（者）のいる保育料軽減	児童保育課
子育て短期入所利用料	児童保育課
幼稚園就園奨励事業	児童保育課
放課後児童クラブ保護者負担金の減免	児童保育課
障害福祉サービスの利用料	
・自立支援法の利用料の減額基準	
・障害児・者の入所サービス料（障害者のみ対象、障害児は県事業）	
・訪問介護利用者（障害者）の負担の軽減	障害福祉課
利用者負担の軽減措置（更生医療 精神通院医療）	障害福祉課
甲府市日常生活用具給付等事業	障害福祉課
地域生活支援事業（移動支援事業、日中一時支援事業）	障害福祉課
・火災報知機、特殊寝台、ストーマー装置等	
（日常生活用具給付等事業、重度障害者等訪問入浴サービス事業）	
…生活保護世帯及び市民税非課税世帯は利用者負担なし	
その他課税世帯には利用者負担あり	障害福祉課
介護保険の保険料の減額	介護保険課
介護保険料の執行猶予と減免	介護保険課
甲府市要介護者等の利用者負担の助成	介護保険課
施設サービス等利用者の負担限度額の減額	介護保険課
甲府市通所サービス利用者の食事負担助成	介護保険課
社会福祉法人等による利用者負担の減額	介護保険課
高額介護（介護予防）サービス費の支給	介護保険課

老齢者医療費助成事業（影響なし）	高齢者福祉課
高齢者福祉電話の設置	高齢者福祉課
甲府市生活援助員派遣事業	高齢者福祉課
養護老人ホームの入所措置	高齢者福祉課
甲府市老人日常生活用具給付事業	高齢者福祉課
甲府市介護用品支給事業	高齢者福祉課
成年後見制度利用支援事業（予定）新規事業	高齢者福祉課
高齢者緊急一時保護事業（予定）新規事業	高齢者福祉課
「甲府市老人日常生活用具給付等事業」 ・火災報知機、電磁調理器等	高齢者福祉課
予防接種費用の減免	健康衛生課
基本健康診査自己負担金の免除	健康衛生課
高齢者インフルエンザ予防接種	健康衛生課
高齢者肺炎球菌予防接種	健康衛生課
斎場使用料の減免条件	健康衛生課
□社会福祉協議会	
生活福祉資金の貸付基準	1.7倍基準
□都市建設部	
公営住宅使用料	企画総務課 住宅課

●つまり、生活保護基準が切り下げられると、受給者の生活が切り下げられ、また保護から押し出される家庭も生じます。

また、このことにとどまらず、放置すれば最低賃金も含めて、医療、福祉、教育、労働などの市民生活全体の負担増と生活状態にも連動・波及して、貧困化を広げ深めることになります。これは地域の消費購買力も低下することになり地域の経済の低迷化を招くことにもなりますから、大企業と富裕層を除き生活者全体を苦しめることになってきます。

私は、甲府市で基準切り下げの波及を防止するために心がけてきました。特に就学援助の影響もストップさせてきましたが、自治体によっては就学援助ですら波及させ後退させたところも少なくありません。

では、どうして生活保護が増えるのでしょうか？

●どうして生活保護が増えるのか？ それは、**日本社会の貧困化**にほかなりません。まず、不安定雇用と低賃金と過重労働で利益を上げ内部留保を増やし続けて生きた大企業の責任があります。

●そして、大企業の利益優先政策で、**社会保障や労働雇用政策を劣化**させた政治の

悪影響が大きいのです。

- ・この間の労働法制の改悪で雇用の非正規化とリストラ自由でワーキングプアや失業・不安定雇用を強めたこと
- ・実質賃金を低下させていること
- ・過重な労働と雇用不安で心身の蓄積疲労によって、様々な障害・病気をまねき労働能力を喪失していること
- ・老後の生活を保証するはずの年金が極めて不十分なこと
- ・地域最低賃金が、いまだに生活保護基準額より低額にされていること
- ・雇用保険の内容が後退し、失業者のほとんどが無支給なこと
- ・農産物価格も生産者米価も低くされていること
- ・中小零細企業の経営が厳しく転廃業が続いていること
- ・消費増税や様々な税控除を廃止して大衆増税を徹底して強めたこと、その一方で富裕層や大企業の減税を様々に行ってきたこと
- ・社会保障関係の保険料が、高くなり無保険の状態の世帯がつくられていること
つまり、日本では貧困を防止するための所得再分配の機能が逆に働き



貧困と富裕の連鎖・再生産されていること

「他法他施策優先の原則」で最後の最後に生活保護となっている

●大企業優先とこの間の国民生活を守らない国の政策によって、生活保護の前段階の権利保障・措置が充分に機能していない状態となっています。

生活保護には「**他法他施策の優先の原則**」というのがあります。生活保護を受給される前に社会保障上などのありとあらゆる活用をおこない、それでも健康で文化的な最低限度の生活を営めないとときに生活保護となるとしています。そこで前段階が機能しなくなると、当然、生活保護は最後の最後のセーフティネットとなり、直接受給世帯が増加していくことになるのです。しかし、ここを崩したことによってさらに、貧困化はすすむことになります。

このままでは20年先の社会はどうなるのか？

この状態が進めばどうなるのか？ 労働者の雇用・労働と社会保障がさらに劣化させられています。普通に考えてもわかります。今、若い人を中心に非正規雇用が全体の40%にもなっています。その非正規雇用者の多くが低賃金・雇用不安定だけでなく年金保険料もはらえません。当然、無年金者です。しかも生活不安と厳しい労働で身体的な機能は早めに老化するか、り病者となりやすくなっています。正規の労働者もほぼ

同じ不安と健康不調が強まっています。結婚も家庭ももてない人も実に多くなっています。

格差と貧困が進んでいます。この状態がさらに強まり、今の現役世代が中高年齢化する10年後、20年後にはどうなるのかです。最後の最後のセーフティネットである生活保護を受けるしかない国民が激増します。

そのために私たちは、誤った生活保護バッシングを是正させ権利を守りその充実をはかります。

しかし、**それだけでは不十分**です。その前段階である全ての国民の権利と生活の安定そして、社会保障の確立を目指さなければなりません。つまり憲法第25条に規定された生存権と第27条の勤労の権利など「平和のうちに生存する権利」（憲法前文）を日常の生活と労働に求めていくべきなのです。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

O2 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

O2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

O2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

O3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

だから安倍自民党の悪政を変えなければなりません

●マスメディアは、自民党の政策に合わせて厳しい生活者どうしの叩きあいを煽っています。そしてその叩きあいで生活者全体が沈み、より貧困と格差の社会を強めていくことになります。

もちろんその発信元は、安倍自民党です。安倍自民党は憲法9条の明文改憲（文書上の改悪）を狙うだけでなく、憲法全体の明文改憲を狙っています。特に第25条です。

例えば片山さつき自民党国會議員は『福祉依存のインモラル』（オークラNEXT新書）には、生活保護バッシングのための風評を拡げるために、例によってごく一部の元暴力団の不正受給の話やパチンコで豪遊の話を大きく広げたり、さらには「生活保護で家を一軒建ててしまったというケースも判明しています」などです。生活保護の受給額からいってありえないことをベラベラ言っています。そして現行憲法による生活保護法より戦前の救護法を評価しています。

この考え方の根底には、働きたくても働けない人々、貧困に苦しんでいる人々を同じ人

間としてみていいことです。これらの人々をさげすみ、「権利ではなく罰を与えるべきだ」。「人ではないのだから人としてレジャーをしたり喜んだりしたら許せない」という考えがあります。その一方で「税金逃れ」をして本当の豪遊をしている富裕層には「美德」を感じてしまっているのです。こういった考えには、第25条をはじめ現行憲法に対しての憎しみもあるのです。以下は上記の親書からです。

しかし、保護を受けている人たちは税金で養つてもらっています。まじめに一生懸命働いている人たちと多少の生活格差が生じるのは本来当たり前のことはです。旧法の「標準生計費方式」では、最低限の生活に必要な食事や日用品の費用を一つひとつ積み上げていくだけで、そこにはお酒を飲んだり、パチンコやテニス、ゴルフといったレジャーに使うためのお金などは含まれていなかつたのです。

人々が働くという国民の「義務」を果たそうとせず、「権利」ばかりを主張するのはどうしてでしょうか。生活保護はなぜこのような制度になってしまったのでしょうか。

もちろんそれには、社会的弱者に手厚い基準や加算を作り、保護水準の引き上げばかりを重視し、最低生活費の在り方という根本的な点に踏み込まずにきたといふこともあります。しかし私は、本質的な原因は、「最低限度」に加えて「健康で文化的な生活」というものを規定した憲法にあると思います。

この内容を、田原総一郎氏は「多くの批判に抗して正論を訴える片山さつきの勇気を買う！」と評価・・・。『保護』という思想が、戦後の日本人と日本社会をダメにしてきた。保護の前に自立！ 不正は論外だ！』岩見隆夫毎日新聞客員編集委員と評価という・・・。本当でしょうか。信じられません。もし本当なら、生活保護の事実を知らないばかりではなく、今のメディアと評論家の多くは、安倍自民党の補完勢力になっています。

国政治だけでなく、自治体の政治においても、貧困に対してやることは一杯です。そして貧困は子どもにこそ影響を与えます。事実と異なる『生活保護バッシング』を是正し社会として子ども守る必要があります。次のレポート③は『強まる貧困が、いのちと健康を削り取っている』です。ぜひ合わせてご覧下さい。